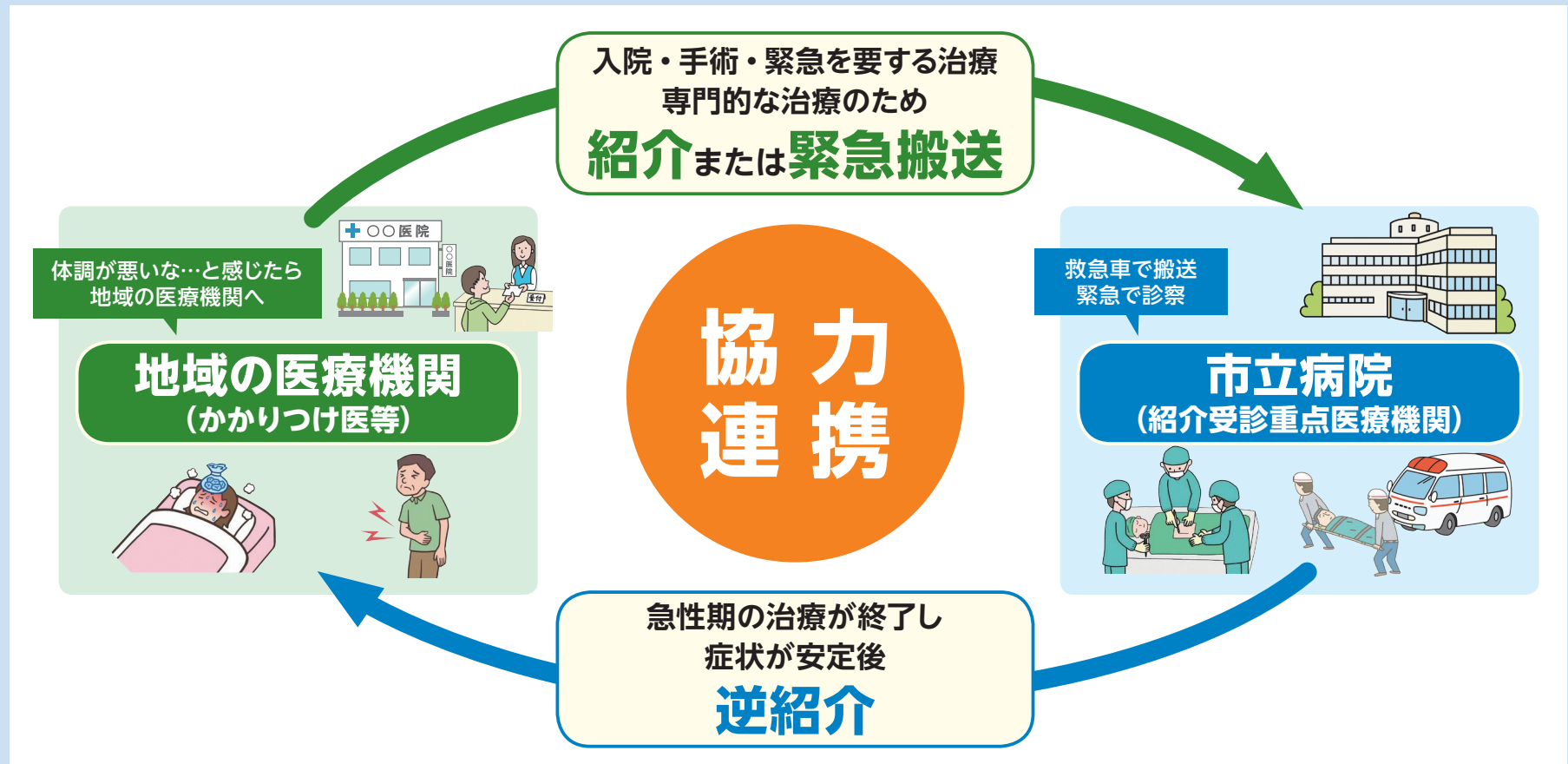


8月1日より 稲城市立病院は 紹介受診重点医療機関 となりました

医療法の改正に伴い令和4年度から始まった、外来医療の実施状況等を各都道府県に報告する外来機能報告制度で、市立病院は紹介受診重点医療機関の基準に適合したため、南多摩保健医療圏域における東京都地域医療構想調整会議の協議の結果、8月1日付で国の定める紹介受診重点医療機関となりました。

市立病院が紹介受診重点医療機関に指定されることで、地域の医療機関(かかりつけ医等)での初期診療と、市立病院での専門医による入院治療や手術・救急患者の受け入れ等で、連携・協力体制が強化されます。これにより、市立病院での高度な検査や治療、入院の受け入れ等がスムーズに行われ、将来的に外来の待ち時間の短縮にもつながる等、患者さんの負担軽減が図られます。



地域の医療機関 (かかりつけ医等)

- 健康に関することを何でも相談できます
日頃の状態を把握しているかかりつけ医であれば、日頃の健康状態を知ってもらえるので、ちょっとした体調の変化にも気づきやすく、病気の予防や早期発見・早期治療が可能になります。
- 必要な時は専門の医師・医療機関を紹介してくれます
かかりつけ医は、症状に応じて適切な医療機関・医師をスムーズに紹介してくれます。
- 身近で頼りになる医師です
かかりつけ医がいれば、病気や症状、治療法等についての的確なアドバイスをしてくれます。

市立病院 (紹介受診重点医療機関)

- 医療資源(人材や医療機器等)を有効に活用するため、市立病院は次のような特徴を持つ医療機関となります
- ・地域の医療機関では対応できない患者さん、救急患者さん、専門的治療を必要とする患者さん、手術や入院診療が必要な患者さんを主に担当します。
- ・高度な放射線診断装置や治療機器等を利用して検査や治療等を担うことで、地域の医療を支援します。
- ・新興感染症等への対応を率先して行います。

市立病院からのお願い

日本では、必要な医療を受けられる社会を守るために、医師をはじめとする医療従事者が長時間労働等の努力をすることで支えられています。

令和6年4月より、医師の時間外・休日労働時間の上限時間を原則年間960時間とする新しい働き方のルールが始まります。これにより医師の働き方が変わりますが、これからも地域医療を持続的に提供できるよう、市立病院と地域の医療機関の連携と役割分担に、ご理解・ご協力をお願いします。

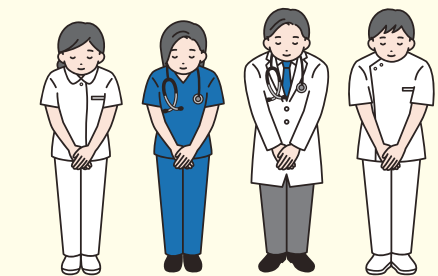
ホームページをリニューアルしました

市立病院では、8月1日よりホームページを大幅にリニューアルしました。今回のリニューアルでは、デザインやページ構成を見直し、スマートフォンやタブレットでの表示にも対応し、各デバイスから閲覧できるように改善しています。

今後も多くの皆さんにご利用いただけるよう、更なる改善を図り、情報提供を行います。



▲市立病院



▲新ホームページ

受診される
皆さまへ

重要なお知らせ

一般病棟200床以上の紹介受診重点医療機関等では、紹介状をお持ちでない患者さんに対し、初診時又は再診時に国の定める特別の料金(選定療養費)をご負担いただくことが義務づけられています。

当院では稲城市の条例改正を受けて、令和6年2月から当院の**特別の料金**の負担(選定療養費)を変更させていただきます。

初診時選定療養費

●紹介状を持参せずに受診された場合

令和6年1月31日まで

令和6年2月1日から

2,860円 (税込)

7,700円 (税込)

クリニック・診療所・病院

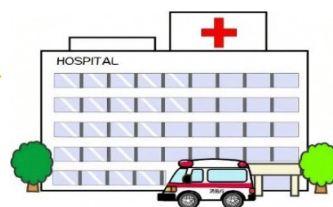
紹介受診重点医療機関(200床以上)



受診



紹介状



紹介状なしで受診

特別の料金の負担

再診時選定療養費

●当院から地域の診療所等を紹介(紹介状を交付等)したが引き続き当院での受診を希望し受診される場合

令和6年2月1日から

3,300円 (税込)

※下記の方については「特別な料金」はかかりません

(1)緊急の場合(当院が緊急の受診が必要と判断した場合)

(2)国の公費負担医療制度の受給対象者である場合

(3)地方単独の公費負担医療制度の受給対象者である場合(対象外:こども医療、ひとり親家庭等医療など)

など

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

稲城市立病院